

福島県大規模小売店舗立地審議会議事録

令和2年1月23日(木) 15:00~16:00

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

<p>事務局</p>	<p>ここで配布資料の確認をさせていただきます。 上から順に、議事次第、委員名簿、資料1から6、参考資料1から7となっております。不足等ございませんでしょうか。 それでは、これより、福島県大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。御多忙の中、委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 私は、議事までの進行を務めさせていただきます、商工労働部商業まちづくり課主幹兼副課長の海藤と申します。よろしくお願ひいたします。 それでは、開会に当たりまして、商工労働部次長より御挨拶を申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>福島県大規模小売店舗立地審議会の開催にあたりまして、御挨拶申し上げます。 委員の皆様におかれましては、日頃より、本県の商工労働行政に御理解と御協力をいただきまして、感謝申し上げます。 また、本日はお忙しい中、本審議会に御出席いただき、重ねて御礼申し上げます。 さて、人口減少や少子高齢化が進展し、県内の中心市街地や商店街においても活力の再生が大きな課題となっております。 日常の生活に密着した産業である小売業を始めとして、地域経済の活性化が、本県の復興の加速化にもつながっていくものと考えております。 小売業を行う大規模小売店舗は、多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として、利用者の生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有していることから、その立地については、周辺地域の生活環境の保持のため、設置者による適正</p>

	<p>な配慮が重要となります。</p> <p>今回の審議会は、主に令和元年度に出された届出についての御報告が中心となりますが、委員の皆様には、それぞれの専門的な見地から、また、生活者の視点から御意見等いただきますようお願いを申し上げて、挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、樋口会長より御挨拶をいただきます。</p> <p>樋口会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>本日は、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>今、山寺次長からのお話にもあって、重なるところがあるのですが、大型店の立地は、地域におけるまちづくりや周辺住民の方々の日常生活に大きくかかわることです。</p> <p>本審議会に諮問される案件は、特に規模が大きなものや、生活環境に影響が見込まれるものであります。</p> <p>本審議会は1年ぶりに行われます。</p> <p>この間、審議会に諮問される案件はありませんでした。</p> <p>諮問案件ではない届出については事務局の方で適正に審査されている状況だと承っております。</p> <p>今日の審議会では事務局より届出状況について報告をいただくことになっております。委員の先生方におかれましては、本日の報告事項、今後の諮問審議案件について、引き続き御専門の知識、御経験などを活かしていただきまして、対応のほどお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日の議事進行の御協力をよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本日御出席いただきました委員を御紹介いたします。</p> <p>樋口良之会長です。</p> <p>秋山理恵委員です。</p> <p>昆 邦男委員です。</p> <p>齊藤充弘委員です。</p> <p>佐藤英司委員です。</p>

	<p>鈴木深雪委員です。</p> <p>永幡幸司委員です。</p> <p>以上、当審議会の委員総数7名のところ、本日は7名の委員に御出席いただいております。</p> <p>審議会規則第5条第3項に定める過半数の出席をいただいております、本審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。</p> <p>商工労働部次長から順にお願いします。</p> <p>(事務局職員自己紹介)</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議事に移ります。</p> <p>議事の進行につきましては、審議会規則第5条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、樋口会長よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>まず、本日の審議会の議事録署名人を私の方から指名させていただきますと思います。</p> <p>後日、事務局が作成した議事録の内容を確認し、署名をお願いすることとなります。</p> <p>本日の審議会の議事録署名人は、秋山委員と昆委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	(了承)
会長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議事次第を御覧ください。</p> <p>議題(1)大規模小売店舗立地法に基づく平成30年度及び令和元年度の届出について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>それでは、大規模小売店舗立地法に基づく平成30年度及び令和元年度(平成31年度分を含みます)における届出について、資料1と資料2により説明をさせていただきます。恐れ入りますが着座にて説明させていただきます。</p> <p>まず、資料1「大規模小売店舗立地法に基づく届出について(平成30年度)」を御用意ください。</p> <p>昨年度の審議会は、平成31年1月に実施しており、届</p>

出状況はその時点までの報告でしたので、平成30年度の届出分からお話しさせていただきます。

まず始めに、「1 法第5条第1項に基づく届出」、いわゆる新設届出です。

平成30年度は、記載のとおり7件の届出があり、いずれも「県の意見はなし」、「個別的要望事項もなし」としております。

次に、裏面にまいりまして、「2 法第6条第2項に基づく届出」、いわゆる、施設の配置及び運営事項の変更届出についてです。

平成30年度は、記載のとおり5件の届出があり、いずれも「県の意見はなし」としておりますが、1番の「グリーンパークたじま」につきましては、交通対策をさらに検討することが必要となり、個別的要望事項として、「駐車場の車両動線及び歩行者動線について、より安全性を高める対策を検討すること」を設置者に通知しております。

その後、設置者から対策の回答があり、内容は適当であると判断し、手続きは完了といたしております。

続きまして、資料2「令和元年度分の届出」を御覧ください。

まず始めに、「1 法第5条第1項に基づく届出」、新設届出です。

令和元年度は、記載の2件の届出があり、いずれも「県の意見はなし」、「個別的要望事項もなし」としております。

次に、「2 法第6条第2項に基づく届出」につきましては、いずれも審査中であり、届出事項は記載のとおりとなっております。

次に、裏面にまいりまして「3 法附則第5条第1項に基づく届出」、すなわち「大規模小売店舗法にて届出がなされていた既存店が、大規模小売店舗立地法施行後に初めて施設の配置及び運営事項の変更を行う場合の届出」となりますが、2件ございました。

1番の「ニトリ南相馬原町店」は、「県の意見なし」で通知しておりますが、2番の「ダイユーエイト八島田店」は、現在、審査中となっております。

続きまして、「資料1、2（補足）」の資料を御覧ください。

い。

全国の新設届出件数の推移についてでございます。

これを見ますと、平成21年度に届出件数が大きく落ち込んでおりますが、これはリーマンショック、世界的な金融危機による落ち込みとなっております。

それ以後、回復傾向にありましたが、平成24年度をピークに減少傾向が続き、ここ数年間は年間500件台で推移しております。

今年度は、11月までで279件となっておりますが、同様の推移になると思われま。

なお、資料にはございませんが、参考までに、ここ数年の東北六県合計の新設届出につきましては、平成30年度が40件、29年度が43件、28年度が44件と40件台で推移しております。令和元年度は、令和2年1月6日現在で11件であり、例年に比べて若干少なくなると思われま。

続きまして、2ページを御覧ください。

福島県における届出件数の推移です。

緑のラインで示しておりますのが、「新設届出」の件数です。

本県では、平成18年度をピークに減少傾向で推移しております。

全国同様21年度に落ち込み、23年度にも東日本大震災等の影響で再度落ち込んでおり、それ以後は上下動している状況となっております。

なお、令和元年度は、記載の2件のほか、現在数件ほど新設届出の相談が寄せられているところです。

3ページを御覧ください。

本県の業態別の新設届出件数です。

震災以降25年度まで、黄緑色の「食品スーパー」の届出件数が増えました。

また、28年度、29年度には、「食品スーパー」「ショッピングセンター」「ホームセンター」「ドラッグストア」による届出件数が多くなっており、最近では「ドラッグストア」の届出が多くなっております。

4ページを御覧ください。

	<p>本県の新設届出の面積別での推移を棒グラフで表したものです。</p> <p>平成28年度から30年度にかけて、黄緑色の面積が「1,000㎡超から1,999㎡」の届出が多くなっており、令和元年度に現時点で届出のある2件も1,999㎡以下の店舗となっております。</p> <p>現在は、「スーパーマーケット」「ドラッグストア」とも、人口減少、高齢社会の進展により地域に密着した店舗を展開するため、大店立地法の届出が不要となる1,000㎡以下の店舗が多くなっており、今後は、各業態の店舗戦略によって届出件数も増減していくものと思われます。</p> <p>以上で資料1、2、及び補足資料の説明を終了いたします。どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、この議題についての御意見、御質問ありましたらお願いします。</p> <p>では、私から一つ伺いたいと思います。</p> <p>去年の秋、大水害が発生しまして、幾つかの大きなショッピングセンターが大規模な被害を被ったということがありました。</p> <p>そういった事業者の方が非常に努力されて、劇的に回復し、また同じ場所で店舗を運営されているということです。しかし、その場合、被災前と全く同じように、ただ復旧だけした場合と、例えば駐車場のレイアウトなどを復旧時に大きく見直した場合、後者だと県に届出が必要になるという認識でよろしいですか。</p> <p>ここを見ると水害関係のようなものは出てきていないので、復旧に当たっては、ほとんどこれまでと同じようにレイアウトしていて、拡大やレイアウト変更といったことはやっていないということなのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>伊達市梁川や本宮市のスーパーマーケットや、いわき市のホームセンターなどが水害に遭われたということですが、本当に皆様の御努力によりまして、現時点では、復旧、店舗再開したと聞いております。</p> <p>再開にあたりまして、特段店舗を拡張したとかではなく、現有面積の中で現状復帰に努められ、再開されたと聞</p>

	<p>いております。</p> <p>それで、仮に店舗拡張をしたという場合については、担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>基本的には、今お話があった事業者さんからの話ですと、特に変更等が出ているということはありません。</p> <p>これまでどおりの内容で、届出事項に該当しないようなかたちで復旧されていると伺っておりますので、その場合には「今のところ届出は必要ない」というかたちとなります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他ございませんでしょうか。</p> <p>では、本件に関しても最後にまとめて聞いてみたいという時間をつくりたいと思いますので、議題（１）についてはここまでにしたいと思います。</p> <p>次の議題に移ります。</p> <p>議題（２）その他 ①福島県商業まちづくり基本方針について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、福島県商業まちづくり基本方針について、資料３、資料４、資料５を用いて説明をさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが着座にて御説明させていただきます。</p> <p>「福島県商業まちづくり基本方針」は、「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」に基づいて、商業まちづくりの推進に関する基本的な方針として策定しているものですので、まずは、「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」の概要から御説明させていただきます。</p> <p>資料３の青いパンフレットを御覧ください。</p> <p>パンフレット中央にあります。福島県では、今後の人口減少や高齢化の進行等を踏まえ、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」を目指して、平成１７年に「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」を制定し、平成１８年から運用を行っています。</p> <p>この条例では、特に規模の大きな特定小売商業施設の新設にあたり、大規模小売店舗立地法の届出より前に、条例に基づく届出を義務づけ、県が広域的な見地及び商業まちづくりの観点から立地に関する意見を述べることで、その</p>

立地の誘導・抑制を行う制度となっています。

パンフレットをお開きいただき、左側のページを御覧ください。

この条例は、「商業まちづくりの推進に関するビジョンの策定」、「特定小売商業施設の立地に関する広域の見地からの調整」「特定小売商業施設の地域貢献活動の促進」という3つの柱から構成されています。

昨年、この1番と2番に関係する「福島県商業まちづくり基本方針」及び「特定小売商業施設の基準店舗面積」の見直しを行いましたので、その内容について、資料4及び資料5で御説明いたします。

資料4を御覧ください。

「商業まちづくり基本方針」では、資料の中央にありますように「商業まちづくりの推進に関する基本的な方向」や資料の右側にあります「特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」を定めています。

資料の真ん中に記載があります黄色い線で囲まれた「見直しのポイント」を御覧ください。

昨年の見直しでは、「商業まちづくりを実現するための基本的な方向」に

買い物等を通して楽しさが感じられるまちづくり

若い世代が参画するまちづくり

空き家等の遊休不動産を活用したまちづくり

歩いて健康的に暮らせるまちづくり

といった、新たな視点を追加しました。

また、資料の右側に記載があります「特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」についても、広域的なまちづくりの視点から、圏域単位での誘導を可能とするなどの修正を行っております。

詳細については、後ほど資料で御確認いただければと思います。

次に、資料5を御覧ください。

こちらの資料は、特定小売商業施設の範囲を定める「基準店舗面積」の改正内容等をまとめたものです。

これまで条例による新設届出を義務づける特定小売商業施設は、店舗面積が6,000㎡以上の小売商業施設として

	<p>いましたが、社会経済情勢の変化や県民等へのアンケートの結果等を踏まえ、6,000㎡から8,000㎡に改正しました。</p> <p>これまで、条例の届出が必要であり、その手続きの煩雑さなどから6,000㎡以上の店舗は出店が抑制されてきた面がありますが、これにより、6,000～8,000㎡未満の小売商業施設は、条例の届出なしに出店が可能となります。</p> <p>今後は、今回の見直しによる影響を注視してまいります。引き続き、条例の基本理念である「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」に基づき、特定小売商業施設の適正立地、並びに市町村等の関係機関と連携した「商業まちづくり」を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、参考資料7を御用意ください。</p> <p>こちらは、現在、商業まちづくり課で実施しております「商業まちづくりに関する主な事業」をまとめたものでございます。</p> <p>先ほど、御説明しました「商業まちづくりを実現するための基本的な方向」に沿って事業を実施しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。</p> <p>以上で説明を終了いたします。よろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局より報告がありましたこと、御意見、御質問等ありますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>一つ御質問させていただきたいのですが、基準店舗面積を2,000㎡増やすということですが、その緩める幅が、あまり大きくないというか、どう判断していいか分かりません。</p> <p>条例による届出の煩雑さが無くなるから故に出店がしやすくなるというお話を今伺ったのですが、手続的な問題が煩雑なのか、何が煩雑なのかちょっとよくわからなくて、そのあたりをもう少し説明していただきたいと思えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、この条例のパンフレット3ページの真ん中のところを御覧ください。</p> <p>特定小売商業施設に該当すると、この条例の手続が必要になります。まず、この特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項というところで、誘導する市町村に該</p>

	<p>当する必要があるとか、誘導する地域に該当する必要があるとか、こういった点が必要となります。</p> <p>それを踏まえて手続につきましては、パンフレットのいちばん後ろを御覧いただきまして、基本的な手続につきましては、届出をいただいてからおおむね7カ月までにこういった手続を終了するというかたちとなっております。</p> <p>そうしますと、手続をいただく前に相談はありますが、関係市町村で説明会を開催したりとか、住民等の意見をいただいたりとか、商業まちづくり審議会を開催したりとか、その上で県が設置者に意見を通知するとか、時間がかかってしまうということが出てきます。</p>
<p>委員</p>	<p>ということであれば、より大きな店舗も同じようなことを思っているのではないかなと思っていて、そもそもこの時間を例えば短くすることは検討されましたか。</p> <p>例えば何がここの中でとても大事な事で、何がある程度スキップできるのかということをちょっと検討した方がいいのかなと思ったのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>先程の説明の中で煩雑という言葉が適切ではなかったと思います。申し訳ございません。</p> <p>こちらにつきましては、一つのまちに6,000㎡以上のものができると、仮に隣のまちでコンパクトシティであるとか、そういったものを考えていた場合、大きなものをつくるまちと隣のまちのまちづくりが、調和がとれてこないというのがあります。</p> <p>そういった意味で、6,000㎡以上の大規模商業施設につきましては、県として広域調整をやりましょうということで、関係する周辺の市町村に御意見を聞きます。</p> <p>その中で、我がまちのまちづくりとは合致するとか、問題はないとか、そういった御意見もいただきます。</p> <p>あとは、大規模小売店舗立地法と同じように、商業まちづくり推進条例についても、商業まちづくり審議会がございますので、審議会の委員の方々から様々な御意見をいただいた上で、県として広域的な立場から意見を述べるというようになっておりますので、こちらにある手続というのは決して省略ができるものではなく、必須のものと考えております。</p>

	<p>パンフレットを見ていただきますと、施設設置者に届出義務がありますので、設置者が、まず市町村にどういった店舗を展開するか説明してくださいという責任を課しております。</p> <p>それと同時に県の方としても、関係市町村や県民に対して意見を求めるというプロセスがございます。そういった意見を踏まえた上で、審議会の専門的な見地から御意見をいただくということですので、それぞれの部分に関しては必要なプロセスと考えています。</p> <p>その後、県として意見を出す場合もあり、意見を出した場合には、届出者は意見に対して回答しなければなりません。</p> <p>県から出した意見と回答されたものが違った場合は、場合によっては勧告ということがありますので、設置者にとってはある程度覚悟を決めた上で、届出をしなければならないという点があります。</p> <p>ですから今まで届出は6,000㎡以上でしたが、その届出を避けるために5,900㎡台だとか、そういった規模の店舗で出店されるケースも幾つかありました。</p> <p>また、届出面積の引き上げ等については、今回県民等アンケートを行い、「もう少し緩和して欲しい」といった声がありましたので、2,000㎡引き上げさせていただきました。</p> <p>ただ、その一方で、中心商店街等から懸念する声もあります。県としては、市町村とも連携しながら、中心市街地に対してもしっかりと事業を行っていくということで、商業まちづくり審議会でも御理解をいただき、8,000㎡へ引き上げたものでございます。</p>
委員	<p>分かりやすくありがとうございます。</p>
委員	<p>関連したことですけれども、最初の資料1・2の御説明の中で、届け出る前に相談が結構あるという説明があったかと思うのですが、相談して断念するという数が多いのか、相談件数が結構多いのですが、なかなか申請に至らないという状況なのか、相談するとすんなり行っているのか、その辺の状況について、もしわかる範囲で教えていただきたいと思います。</p>

事務局	<p>相談と一言で申し上げましてもやはり度合いというか、状況がそれぞれ異なっています。「ちょっといらっしやって、概要を聞きたいです」というのもあれば、「ある程度店舗として出るところまで想定はあり、今後その届出を行いたいので、関係者との協議等をどのようにすればいいか」等、より具体的なものもごございます。ただ、県の窓口で相談されるということになりますと、ある程度その出店が見えていて、実際に関係機関と調整をしたいという事業者が多いのではないかと感じております。</p>
委員	<p>相談の中で課題が見えてくるのかなと思いますので、もしその辺から課題が見えてきているのであれば反映できればと思ったのですけれど。</p>
事務局	<p>相談をいただきました中で、この内容であれば関係機関と調整を進めていただいても大丈夫だという状況になれば、そのように進めていただき、届出に至るまでの出店概要説明会等の実施について、事業者へお願いをしております。</p> <p>そこでは関係機関に集まっていただいて、届出に至るまでに意見等を出し合い、それらをできるだけ届出に反映するようなかたちで調整を行っております。引き続きそのようなかたちで、各関係機関の意見を伺いながら、より良い届出にしていけるような努力をしていきたいと思っております。</p>
委員	<p>分かりました、ありがとうございました。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>今日せっかく県警本部さんがいらっしやっているのでちょっとお伺いできればと思います。大規模店舗等ができるときに、必ず交通の面からも見られていると思います。</p> <p>しかし、県で行っている交通事故の事故多発区間のリストに上がってくるような道路を見ると、結構、大規模店舗絡みが多いように思います。</p> <p>結局、お店がいくつも立地しているから、事故になるということが多いのではないかと思います。そういう観点から考えた時に、大型の店舗の出店が少なくなるということは、大きな問題が少なくなると思えてよろしいのでしょうか。</p>

<p>警察本部 交通規制課</p>	<p>只今の御質問について、私の中であそこがそれに該当するのかなとか、思い当たるところはないのですが、大規模な店舗が立地する場所というのは、それなりに人口を抱えている場所、人口が集中している場所となり、さらにそこに新店を出すことによって、さらにそのお店に対してお客さんが来るということで、事故の件数としてはどうしても多くなってしまうと思われます。</p> <p>ただ、その店舗が新店を出したから、ある特定の事故が起きたとか、そういうところまではないのかなというように考えております。</p> <p>交通事故と言うと、あくまでも道路の交通量であったりとか、あとは交差点の形状であったりとか、そういったこともかなり大きな要因になりますので、「この大きな店舗が立地したから」というだけでは、判断ができないと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>特に問題がないようでしたら、安心して見ていただけるなと思いました。</p> <p>どうもありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>他にいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>先程の届出の基準についてですけれども、6,000㎡ぐらいの規模になると特定の届出以外にも景観条例であったり、中高層の届出だったりというのが必要になってくる規模かと思えます。設置者にとって、この流れはそれほど複雑ではないのかなと思うので、このままでいいのではないかなという意見です。</p> <p>また、そうした時に、資料2の補足の方で6,000㎡以上というのは、平成29年の1件だけ、あと24年にも1件あるというのですが、それほど件数が多いようですので、わざわざ6,000㎡から8,000㎡に引き上げる必要はなかったのではないかとってはいたのですが、すでに施行されていますので、一応意見として述べさせていただきました。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。他にいかがでしょうか。</p> <p>活発な御意見、御質問ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題(2)の①については以上にしたいと思えます。</p>

	<p>次に議題（２）その他 ②第１７回消費購買動向調査令和元年度の結果について、事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第１７回消費購買動向調査の結果について、御説明させていただきたいと思えます。</p> <p>座って御説明させていただきます。</p> <p>御手元の資料、第１７回消費購買動向調査結果の概要をお開きいただきたいと思います。</p> <p>まず、１ページを御覧ください。調査方法等について御説明いたします。</p> <p>本調査は、県内の消費購買動向を把握し、商業施策の参考とすることを目的とした調査で、昭和４５年から３年ごとに実施しており、今回が第１７回目となります。</p> <p>調査方法としましては、県内各市町村の公立中学校及び義務教育学校の生徒の属する世帯から約 21,000 世帯を抽出して、ブラウス・セーター、日用品、食料品等 11 品目について、買物する場所や利用する店舗、買物環境の満足度等について、マークシート調査票によるアンケート調査を実施したものです。</p> <p>次に、２ページを御覧ください。調査結果の概要についてです。</p> <p>調査対象世帯の特性については、本調査が中学校 1 年生または 2 年生の属する世帯を対象としていることから、回答者は 40 代の割合が 61.8%、女性の割合が 93.3%と、それぞれ高くなっています。</p> <p>次に、３ページを御覧ください。</p> <p>まず始めに、「地元購買率と県外購買率について」です。</p> <p>地元購買率とは、居住している市町村内で買物する方の割合を示します。</p> <p>本調査では、居住地を現在の市町村単位ではなく、合併前の旧市町村単位等で分類し、102 の居住地を設定しております。</p> <p>また、地元以外県内購買率とは、居住地以外の県内市町村で買物する方の割合、県外購買率とは、県外で購買する方の割合を示しております。</p> <p>図表 4 を御覧ください。図表 4 の折れ線グラフですが、</p>

一番上の地元購買率を見ますと、61.6%で前回調査から減少、真ん中の地元以外の県内購買率を見ますと、32.9%と前回調査から増加、これらふたつを合わせた県内購買率を見ますと、94.5%と前回調査から減少しています。

また、一番下の県外購買率を見ますと、5.5%と前回調査から増加しています。

なお、今回の調査においては、人口規模の大きい、福島市、郡山市、会津若松市、いわき市の4市について、調査負担軽減の観点から前回調査より調査数を減らしております。

そのため、全体に占める4市以外の市町村の割合が増えたことによって、地元購買率や地元以外県内購買率の変化が大きくなっています。

そのため、カッコ書きとして、図表4の下の折れ線グラフに、この4市の調査数を前回と同程度とした場合の補正値を参考値として掲載しております。

過去調査結果と比較する場合は、補正データを参考として見ていただければと思います。

次に、5ページを御覧ください。

購買行動の特性に関するものですが、まず始めに、「(1) 主な買物先について」です。

図表7の「利用買物店舗の割合」を見ますと、品目ごとの主な買物先については、10品目合計では、「大型専門店・量販店」が39.1%で最も多く、次いで、ショッピングセンターの30.4%、スーパーの17.3%となっています。

前回調査と比較しますと、個人商店やスーパーの割合が減少し、ショッピングセンター等の割合が増えています。

また、背広・スーツ等の買回品を見ますと、背広・スーツの買物先店舗については、大型量販店・専門店で54.8%、ショッピングセンターで25.6%となっているなど、買回品については、この2つの店舗形態の割合が高くなっています。

特に、家電製品の買物先店舗については、「大型専門店・量販店」の割合が89.0%と非常に高くなっています。

す。

また、図表7の下の方、日用品や食料品等の最寄品を見ますと、日用品の買い物先店舗については、スーパーが44.9%、大型専門店・量販店が34.6%となっており、最寄品については、この2つの店舗形態の割合が高くなっています。

特に、食料品については、スーパーが82.0%と非常に高くなっています。

次に、6ページを御覧ください。

「(2) 買い物店舗の選択理由について」です。

図表8の「買物店舗選択理由の推移」を見ますと、一番右の今回調査では「車で行きやすい」が28.1%で最も多く、次いで「品数が多い」の21.1%、「価格が安い」の17.7%となっております。

「車で行きやすい」については、増加が続いており、最も高い割合となっております。

また、「品数が多い」については、減少が続いておりますが、高い割合を維持しています。

また、「価格が安い」については、平成21年調査以降、減少が続いておりますが、これも引き続き高い割合を維持しております。

こうした買い物店舗を選ぶ上での理由が、アウトレットモールやショッピングセンター等の利用にもつながっていると考えられます。

次に、8ページを御覧ください。

「通信販売の利用状況について」です。

まず、上の折れ線グラフを見ますと、「カタログ・テレビ」と「インターネット」を合わせた通信販売の利用割合は、31.0%と前回調査から5ポイント増加しております。

その内訳を見ますと、「インターネット」の利用割合は、28.1%と前回調査から7ポイント増加し、「カタログ・テレビ」は、2.9%と前回調査から2ポイント減少しております。

次に、下の棒グラフの品目別割合を見ますと、買回品における利用割合が高く、セーター・ブラウス、靴・バッグ、

本・CDはインターネットの割合が35%を超えています。

次に、9ページを御覧ください。

「居住地の買物環境の満足度について」です。

始めに、下の図表14を御覧ください。

県全体の居住地の買物環境の満足度についてですが、今回の調査を示す下のグラフでは、「満足している」が14.2%、「やや満足している」が30.1%となり、「満足している」と「やや満足している」を合わせた満足層の割合は、44.3%で前回調査から2.0ポイント減少しています。

一方、不満層については、「不満である」が13.3%、「やや不満である」が22.5%となり、この2つを合わせた不満層の割合は35.8%で、前回調査から1.2ポイント増加しています。

次に、上の図表13で満足度をブロック別に見ますと、県北、県中、県南、いわきの各ブロックでは、満足層の割合が不満層の割合を上回っております。

特にいわきブロックでは、満足層が過半数を超え50.3%となっております。

これは、前回調査から今回調査の3年間に、小名浜地区にショッピングセンター等の商業施設の立地が続いたことが要因であると思われます。

一方、相双、会津の各ブロックでは、不満層の割合が満足層の割合を上回っております。

次に、11ページを御覧ください。

「震災後の買い物で意識していることについて」です。

図表16、17を比較して見ますと、震災後の買い物で意識していることについては、「低価格の商品を選んで買い物している」が49.7%と最も高く、前回調査から2.3ポイント増加しています。

また、「価格よりも食の安全を意識して買物をしている」については、40.3%と前回調査から3.4ポイント減少しています。

次に、12ページを御覧ください。

図表18のブロック別の状況を見ますと、下から3段目

	<p>の相双ブロックにおいては、「価格よりも食の安全を意識して買物をしている」の割合が49.8%と最も高く、他ブロックと比較しても高くなっています。</p> <p>ただし、前回の調査では62.4%となっており、前回よりは大幅に減少しましたが、引き続き原子力災害の影響による食の安全に対する意識は高いことが言えると思います。</p> <p>以上が調査結果の概要であります。この調査結果については、県のホームページに掲載するほか、市町村や商工団体等にもお知らせしております。</p> <p>私どもといたしましては、これらの調査結果を県の商業まちづくりの施策に活かしていきますとともに、市町村等に対しましても、各地域の商業振興に活かしていただくよう呼びかけてまいりたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わりますが、最後に今回の調査結果については、ホームページに報告書に掲載しておりますが、製本したものを会場後方に用意しております。お帰りの際お声をかけていただければお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>興味深い説明ありがとうございました。 御意見、御質問などありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>この結果を活用されるとのことなのですが、もう少し追分析していただくと興味深くなると思います。個人的な感想です。</p> <p>項目ごとにこうやって見ると、ああそうなのかと思うのですが、結果を比較してみると、例えば、最初から地元購買率が下がった。その一方で中心商業地での買い物が上がっている。</p> <p>しかしながら、モールとかショッピングセンターでの買い物が増えている。私の感覚では、結果がはちゃめちゃやとか、なぜこのような結果になるのだろうかと考えています。一方で、「車で来やすいところを望んでいる」ということなので、それなのになぜ「中心商業地で買い物している」のだろうか。項目間をクロスして分析すると、都市計画的にもやっているコンパクトシティの参考になる資料等につながっていくと思います。今回の結果は、このよ</p>

	<p>うな形で整理されたかもしれませんが、もう少し丁寧に分析していただくと、せつかく何年かに1回やる調査ですので、県だけじゃなくて市町村も活用できると思います。そのあたりについても、もしお願いできればと思います。</p>
会長	<p>御意見ありがとうございました。事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>御指摘ありがとうございます。</p> <p>例えば、4ページの部分につきまして、商業地と郊外というように、明確に定義づけをしていない部分もございまして、皆さんにとって中心商業地という部分での意識が高いのかなとも思います。また、平成25年度にグッと上がってきたのは、プレミアム商品券により個人商店で購買しているという時期と調査時期が重なったということもございまして。</p> <p>また、委員がおっしゃったように、「車で行きやすい」という点では、ショッピングセンターだけではなくて、コンビニであるとか、個人商店までも、「車で行きやすい」という回答が多くなっております。</p> <p>そういった車社会の志向が強くなっている中で、皆さんが商業地に魅力ある店舗を求めているということもあり、様々な分析ができるかと思えます。</p> <p>また、県外への消費流出という点については、県北地域の市町村において、例えば、仙台圏であるとか、仙台より南、いわゆる名取方面であるとか、またいわきであれば、茨城県であるとか、県外への消費流出という部分も分析しております。</p> <p>さらに、以前の審議会の中でも御審議いただきましたイオンモールいわき小名浜の影響については、商圈構造について小名浜の求心力を高めています。商業施設が設置することによって、購買行動がどう変わるのかという部分も含め、かつ委員御指摘の点も踏まえ分析をしてまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>中心商業地域の捉え方が違ったとしても、市町村の実態に照らし合わせていくと、見えてくるのが、きっとあると思いますので、ぜひもう少し細かい分析をお願いしたいと思います。</p>

会長	秋山委員いかがでしょうか。
委員	<p>こういう調査をされているのだなど、申し訳ないですが、初めて知りました。</p> <p>会津はどうしても高齢化が進んでいまして、なかなか郊外に大きな商業施設ができて、高齢者の方はそこに買い物に行くのにいろんな諸問題があります。高齢者の車の問題などもやはり今話題になっておりますが、この資料の調査結果を見ると、中心商業地域、個人商店での買い物が本当に下がっています。全てにおいて下がっているという大きな問題の一つは後継者不足であると思います。</p> <p>郊外に大きな店舗ができてそちらに消費が流出して、個人商店での買い物ができないという部分、なかなか顧客のニーズと結びつかないという部分も要因であるのではないかと思います。次の審議会に出るかどうかは分かりませんが、本日新聞に「若松でドンキホーテ」という記事がありました。ただ大きなお店ができて、若者が県外に流出しないで、そういう意味で歩いて暮らせるコンパクトシティということであれば中心市街地でも少し買い物ができるように、そして大型店舗と共存共栄できるような、そういうようなものにこの資料を役立てればいいかなというように感じました。</p>
会長	昆委員いかがでしょうか。
委員	<p>はい、今の御意見と全く同じなのですが、大きな流れで地方がどんどん寂れていて、「ポツンと一軒家」という番組を見てみますと、「もう今までの集落がなくなってしまう。一軒だけ残って、その一軒も80代とか90代というお年寄りが守っているだけで、あと5年10年で限界集落になってしまう」という流れと、「あと中心部においてもいわゆる旧商店街という部分が、どんどん寂れて、シャッターを降ろして後継者もいない。次の世代はもうついていかない」という流れがあります。</p> <p>アンケートにもあるように、今若い人たちは何か欲しいとなると電車に乗って東京まで行くとか、果ては海外まで行ってしまいが、そういう大きな流れがある中で、地方をどうやって守っていくかという知恵が期待されています。コンパクトシティ、地方創生というものもありますが、</p>

	<p>中々具体的に、いいアイデアというか構想が、数年も期待しながら見えてこない。私も分からないのですけれど、どうすれば地方が地方なりの繁栄の仕方が見出せるのかなと考えています。</p> <p>福島県だと日本酒が全国新酒鑑評会で7年連続1位というような明るい話題もあります。例えば日本酒の話ですけど、全国での販売のみならず、最近は海外にも輸出されるという状況を聞きますので、そういったことを普通の米じゃなくて酒米でも行うとか福島県ならではの生き残り方というか、グッドアイデアが、もう少し出てきてもいいのかなということを、今回の調査結果を読むと分かります。若者の意見とかを聞けば全国チェーンのブランド品を買い求めており、また、どこのまちに行っても、全国のブランドの店舗がずらっと並んで、電器屋さんならケーズデンキとかヤマダ電機、衣料品ならユニクロなど、テレビに映るのはどこのまちだか全然わからないという同じ光景になってしまい、本当に大きな資本で全国を制覇していく流れになっています。行政も含めて、地方の再生ということを、必死に考えないと、地方がますます寂れてしまうという懸念がありますので、皆さんのアイデアを活かし、そういう地方の生き残りについて考えていただけるような組織というのも大事にしてもらいたいと思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>この調査の結果の概要に関しては、皆さん大変興味深くいろいろ考えておられると思います。</p> <p>御意見御質問は多分2～3時間は尽きないと思います。</p> <p>ということで、今日お帰りの時に冊子を持っていただくときに、直接御担当の方にいろいろ意見交換の時間を持っていただければなと思います。</p> <p>この会議では報告ということで、議論についてはこれぐらいにしたいと思います。</p> <p>それでは、本日予定していた議事は全て終了しました。</p> <p>委員の皆様から、全体を通して何かこれだけは伝えておきたいという御意見や御質問等がございましたら、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>今、都市計画課の方で、確か県北と県中と会津で都市マ</p>

	<p>スの見直しの時期に来ていると思うのですが、こういった資料というのはそちらの方との共有は出来ているのでしょうか。やりとりはございますか。</p> <p>都市マスもこういった結果を見ながら計画していった方がいいのかなと思います。</p>
事務局	<p>調査結果につきましては、県庁内の関係する機関ですとか、あるいはこういった消費購買に関する商工団体や商店街、もちろん市町村も含めてお伝えしてあります。</p> <p>ホームページにも掲載してありますので、そういった所を御覧いただいて、参考にさせていただければと思っております。</p>
会長	<p>他ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>課間のやりとりというのは特にはないのですか。</p>
事務局	<p>直接的にこれに関して、二課でやりとりするというのは今のところないのですけれども、先ほど委員から御意見いただいたような、例えばこういうテーマに応じてこういうデータがないかだとか、こういう分析がしたいのだけれどということがもしあれば、そのような意見交換ができるのではないかと思っております。</p>
会長	<p>他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>事務局の方から何かありますか、よろしいですか。</p> <p>では、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。</p> <p>円滑な議事進行について、御協力ありがとうございました。</p> <p>事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>樋口会長、ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様も御審議ありがとうございました。</p> <p>閉会にあたりまして、商工労働部次長より御挨拶申し上げます。</p>
事務局	<p>委員の皆様、活発かつ慎重な御審議ありがとうございました。</p> <p>いろいろな御意見をいただきましたが、最後に重要な問題提起をいただきました。</p> <p>この委員会の審議の範囲を超える内容かと思いますが、やはり御指摘のとおり、人口減少さらには少子高齢化、そして後継者問題と、福島県だけに限らず、地方全体で抱え</p>

	<p>ている問題であると思っております。</p> <p>行政といたしましては、そういった問題を少しでも解決して、本当に明るい未来が築けるような、地方にとってもいい生活が送れることを、皆さんのお力をいただきながらしっかりと考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>今後とも大規模小売店舗立地法に基づく届出につきましては、関係機関と連携して適正な審査を行ってまいります。また、重要な案件につきましては、委員の皆様による御審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>引き続き、皆様の御協力をお願いいたしまして、本日の閉会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

以上で、大規模小売店舗立地審議会のすべてを終了し、16時00分に閉会した。議長はこの議事を証明するため、議事録署名人とともに署名捺印する。